

1. 令和4年第3回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和4年6月10日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 議案第67号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第68号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第69号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程6 議案第70号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程7 議案第71号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について
- 日程8 議案第72号 郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について
- 日程9 議案第73号 財産の取得及び処分について
- 日程10 議案第74号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）
- 日程11 議案第75号 工事請負契約の締結について（大和統合小屋内運動場新築（建築）工事）
- 日程12 報告第2号 令和3年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程13 報告第3号 令和3年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程14 報告第4号 令和3年度郡上市病院事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程15 議報告第12号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美
9番	野 田 勝 彦	10番	山 川 直 保
11番	田 中 やすひさ	12番	森 喜 人
13番	田 代 はつ江	14番	兼 山 悌 孝

15番 尾村忠雄

16番 渡辺友三

17番 清水敏夫

18番 美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長 日置敏明

副市長 青木修

教育長 熊田一泰

市長公室長 河合保隆

総務部長 加藤光俊

市長公室付部長 三輪幸司

健康福祉部長 田口昌彦

農林水産部長 田代吉広

商工観光部長 可児俊行

建設部長 小酒井章義

環境水道部長 猪俣浩巳

郡上偕楽園長 勝水崇博

教育次長 長尾実

会計管理者 中山洋

消防長 山田浩幸

郡上市民病院事務局長 藤田重信

国保白鳥病院事務局長 川尻成丈

代表監査委員 大坪博之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋藤貴代

議会事務局
議会総務課長 松山由佳

議会事務局
議会総務課
係 三島栄志

◎開会及び開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員の皆様には、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和4年第3回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたのでお願いいたします。

本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策としまして、換気のために議場の扉及び傍聴席側の窓を開放していますのでよろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、18番 美谷添生議員、1番 本田教治議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（田代はつ江） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期日程につきましては、去る6月3日の議会運営委員会において御協議を頂いております。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日6月10日から7月1日までの22日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日6月10日から7月1日までの22日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますのでお目通しをお願いいたします。

大坪代表監査委員におかれましては、大変御多用のところを御出席いただき、誠にありがとうございます。

◎市長挨拶

○議長（田代はつ江） ここで、日置市長から御挨拶を頂きます。市長、お願いいたします。

市長。

○市長（日置敏明） おはようございます。

令和4年第3回郡上市議会定例会の開会挨拶並びに提案説明を申し上げます。

令和4年第3回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき誠にありがとうございます。

ただいま、全国市議会議長会及び東海市議会議長会から、永年在職表彰の伝達を受けられました山川直保議員におかれましては誠におめでとうございます。長年にわたる議員としての御活動に心から敬意を表しますとともに、今後、ますますの御活躍を祈念申し上げます。

提案説明に入ります前に、4月臨時会以降の市政の動き等について、6点、報告をさせていただきます。

まず、1つ目でございますが、去る5月14日、土曜日、濃飛横断自動車道事業促進大会が岐阜県選出の国会議員の皆様、古田岐阜県知事並びに沿線市村議会議員の皆様など関係各位の御臨席、御出席のもと、郡上市総合文化センターにおいて執り行われました。

郡上市から下呂市、東白川村を経て中津川市までを結ぶ濃飛横断自動車道の事業促進に向けては、沿線市村が一丸となり取り組んでいるところでありますが、このたび同自動車道のうち八幡・和良間にあります堀越峠工区について、国の直轄による権限代行実施の検討を行うための調査を実施していただくこととなりました。

同工区は、国道256号の難所、堀越峠を迂回する計画となっており、その予定ルートは約5.9キロメートルございますが、トンネルが多く地滑り地帯、断層もあるなど難度の高い工事となり多額の事業費を要するものであります。

このたびの調査の決定は、権限代行による国直轄事業化に向け大きく前進したものであり、長年にわたる関係各位の多大なる御尽力に心から感謝申し上げるものであります。

今後は、濃飛横断自動車道全区間の早期事業化、早期開通への取組はもとより、市としましては、この堀越峠工区の円滑な調査と事業化への協力並びに同自動車道の整備を見越した郡上の地域づくりに向け鋭意努めてまいり所存であります。

2つ目でございますが、去る5月25日、水曜日、郡上八幡北町無電柱化整備事業竣工式を美谷添副議長はじめとする議員各位並びに無電柱化事業推進協議会など、関係団体各位の御出席のもと執り行いました。

無電柱化整備は、八幡町北町エリアの重要伝統的建造物群保存地区を対象に歴史的な町並み景観への配慮及び防災や交通円滑化等を目的として、電線類の地中化整備を行ったものであります。

平成24年の国重要伝統的建造物群保存地区選定に続き、平成26年には郡上市歴史的風致維持向上計画が認定され、無電柱化をはじめ建造物の修理修景事業、由緒書の整備など10年に及ぶ取組を行ってまいりました。

この間、当該地域に暮らす地元の皆様の御理解、御協力により、これらの事業を進めることがで

きました。今後とも、歴史的な町並み景観の整備により城下町の風情とにぎわいの創出を図り、訪れたいまち、住みたいまち、住み続けたいまちとして、ますます活性化するよう努めてまいります。

3つ目であります。続いて建設事業でありますけれども、去る5月30日、月曜日、内ヶ谷ダム建設事業における定礎式が行われました。当日は、河合副知事の出席のもと、事業主体である県当局により厳かに式典が進められました。

内ヶ谷ダムは、長良川沿川流域の洪水被害の軽減と亀尾島川の流水の安定化、河川環境の維持、保全及び河川維持用水を活用した発電を目的として、大和町内ヶ谷地内に建設が進められている多目的ダムであります。

定礎式は、ダム堤体の本格的な築造に際し、今後の工事の安全と将来にわたりダムの悠久の安泰を祈願して、これからコンクリート打設を行う堤体の底部に礎石を埋め込むものであり、身の引き締まる思いで参列をいたしました。田代議長をはじめ関係議員各位にも出席をしていただきました。

かつて、最盛期には46世帯が暮らし、小学校の分校も2校あったという内ヶ谷集落は、過疎化に伴い昭和40年代中頃までには全ての皆様が移転するに至りました。こうした歴史を踏まえ、今また長良川流域の人々の命と暮らしを守るため、内ヶ谷の地で大切な使命を持った治水事業が進められますことは誠に感慨深く存じます。

令和7年度の工事完了に向け、安全かつ着実、順調な工事施工を祈念するとともに、市としても円滑な事業の遂行に協力してまいります。

4番目でございますが、新型コロナウイルス感染症についてであります。現在、市内の感染者の状況は、累計で1,500名に及び、1桁の日あるいはこの2日間はゼロ件でありましたけれども、ほぼ連日、感染が確認されてまいりました。県内においても、まだまだ安心できない感染水準で推移する状況に継続した警戒が呼びかけられています。

一方で、3年振りに行動制限のない5月の大型連休を迎え、感染拡大を心配しておりましたが幸い爆発的な状況には至らず、感染防止対策の徹底はもとよりワクチン接種の効果も一定程度表れているものと存じます。

郡上市におけるワクチン接種の直近の状況であります。6月6日までの状況を見ますと、3回目を終えた12歳以上の方が、その12歳以上人口比に対して79.1%で、県全体の接種率62.9%を上回る状況にあります。

また、2回目を終えた5歳から11歳までの小児については、19%の接種率の状況ではあります。希望に応じた丁寧な対応に引き続き努めてまいります。

また、60歳以上の方及び重症化リスクが高いと診断される18歳以上、60歳未満の方を対象とする4回目のワクチン接種に向けては、現在、医師会との協議を進めており、6月中には3回目接種の期限の早い方から順次始められるよう連携を密に対応してまいります。

コロナ禍における制限等は次第に緩和され社会活動も動き始めています。ウクライナ情勢や原油価格、物価高騰など先行き不透明な状況ではありますが、ウィズコロナ総合対策として感染防止と社会経済活動の両立に鋭意取り組んでまいります。

5つ目でありますけれども、去る6月2日、朗報が届きました。郡上市は、令和2年度における特定健康診査及び特定保健指導の実施率が全国でも特に高かった保険者として厚生労働大臣からメッセージを頂いたものでございます。

皆様のお手元にそのメッセージの写しが配付をされているかと存じますが、全国の市と区812自治体のうち、郡上市の健診実施率55.5%であります、これは第7位、保健指導の実施率は41.6%であります、これは第9位であり、県内では両実施率ともに高い自治体は、市といたしましては飛騨市と郡上市の2市となります。

町村としては白川村が高いということでございますが、このことは市民の皆様の御協力とともに市の保健師たちの日頃の熱心かつ地道な活動のたまものであると考えております。

これをはずみに生活習慣病の早期発見、早期予防に向け、市民の皆様の健康行動の意識啓発に努めるとともに、健康寿命の延伸を目指してまいります。

6つ目、最後でございますが、郡上おどり、白鳥おどり及び白鳥の拝殿踊りの開催についてであります。

去る6月7日火曜日、3年ぶりとなる郡上の踊りの開催について、各主催団体による記者発表が行われました。地元の皆様、そして日本全国の踊りファンにとって待ちに待った踊り開催の発表であります。

2年にわたり通常の踊り開催は見合わせとなりましたが、この間にも伝統文化の継承とまちのにぎわいを創出するため、踊りのオンライン配信やSNSによる情報発信など、各主催団体をはじめ市民の皆様には、知恵を絞り工夫を重ねたお取組に尽力を頂きました。

今年の踊りは、日程や開催方法を一部縮小した内容になりますが、まちにおはやしが流れ、げたの音が響く、かつては当たり前であった郡上の夏が少しずつではありますが戻ってまいります。郡上おどり及び白鳥の拝殿踊りのおどり発祥祭は7月9日土曜日、白鳥おどりの発祥祭は翌週の16日土曜日に予定されております。

また、郡上踊り保存会は、今年、創立から100年という大きな節目を迎えることから、発祥祭に先立ち記念式典も予定されております。

郡上の踊り文化の継承と発展に尽力頂いております全ての皆様への感謝の思いを新たに、3年ぶりとなる踊りが安全に、無事に開催されますよう、各主催団体とともに、コロナの感染防止を含め対策に努めてまいります。

以上、6点にわたり御報告とさせていただきます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、概要を申し上げます。

今回、提案をいたしました議案は全部で9件であり、条例の一部改正に関するものが2件、令和4年度補正予算関係が2件、その他5件であります。

まず初めに、議案第67号は、郡上市税条例等の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正に伴い、固定資産課税台帳の閲覧において、住所が明らかになることでDV被害者等の生命等に危害が及ぶおそれがあると認められる場合には、住所に代わる事項の記載をしたものを供することができる旨の規定のほか、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第68号は、郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。郡上市消防団員の定数の適正化及び災害等支援団員の定数、任期を定めるため、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第69号及び議案第70号は、令和4年度の郡上市一般会計及び郡上市大和財産区特別会計の予算の補正をお願いするものであります。

まず、一般会計の歳出の主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対策によるひとり親世帯等の子育て支援として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に3,648万9,000円、新型コロナウイルスワクチンの3回目及び4回目に受けた接種に係る経費として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に1億7,261万1,000円、「脱炭素社会郡上」を実現するため、再生可能エネルギー活用の促進に向けた新たな制度を創設し、太陽光発電設備等設置費補助金として、環境保全推進事業に2,093万円、スマート農業技術導入支援事業の採択に伴い、直進アシストトラクターの購入補助として、スマート農業技術導入支援事業に571万1,000円、美並町の矢元工業団地造成に伴う基本設計等経費として、企業誘致関連整備事業に4,305万4,000円、令和3年度雪害に伴う郡上八幡城屋根修繕経費として、観光施設整備事業に1,373万9,000円等、これらについて、それぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入では、これら歳出等に対する財源として、新型コロナウイルスのワクチン接種対策費国庫負担金及び補助金を合わせて1億7,261万1,000円、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金が事業費及び事務費を合わせて3,648万9,000円、太陽光発電設備等設置費補助金、これは、県からのものですが、1,143万円等、それぞれ増額補正しようとするものであります。

また、所要の財源を確保するため、産業振興基金から4,305万4,000円、郡上市ふるさと応援基金から2,558万9,000円を繰り入れることとし、財源更正に伴い、財政調整基金からの繰入を982万6,000円減額することといたしました。

以上、歳入歳出それぞれ、増加、減少要因等を総合いたしまして、歳入歳出それぞれ3億1,979万5,000円の追加補正をお願いするものであります。

次に、大和財産区特別会計では、地域内の森林整備及び作業道整備に係る経費の増により、273万2,000円について増額補正をお願いするものであります。

議案第71号から議案第75号までは、市が設置する公の施設のうち、郡上市和良農産物加工施設ほか3施設の指定管理者の指定について、また、畜産担い手育成総合整備事業に係る財産の取得及び処分について、ロータリー付除雪ドーザの購入に係る物品売買契約の締結について及び大和統合小の屋内運動場新築工事に係る工事請負契約の締結について、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

以上が、本定例会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、令和3年度郡上市一般会計の繰越明許費繰越計算書、下水道事業会計及び病院事業会計の予算繰越計算書の報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げ、挨拶並びに議案の提案説明といたします。

なお、コロナ禍における原油価格や物価の高騰に対応するための、いわゆる緊急対策等に係る施策・予算案については、現在調整中であり、今会期中に追加提案をしたいと存じますので、申し添えたいと存じます。よろしくお願いをいたします。

令和4年6月10日、郡上市長 日置敏明。ありがとうございます。

○議長（田代はつ江） ありがとうございました。

◎議案第67号及び議案第68号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第67号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について及び日程4、議案第68号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括議題とします。

順次説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、御説明いたします。

議案第67号 郡上市税条例等の一部を改正する条例について。

郡上市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものであります。

資料2種類ございます。まず青紙の次から改正文新旧対照表でございます。

本条例は、第1条の税条例の一部を改正する条例と14ページから始まる、過去に一部改正を行っ

た条例、令和3年郡上市条例第16号でございますが、この施行日前に改正を行う第2条の一部改正条例の一部改正の2条立ての構成となっております。

資料の1枚もので両面のものがございますので、こちらで概要を御説明いたします。

こちらのほうは、この資料は法律等の改正内容を表中の左から2つ目の項目として整備させていただきまして、その右側に改正となる条文、さらに右側に施行日を記載してございます。

右から2列目の関係する市条例の丸の付した番号ついてございますが、これにつきましては、もう一つの分厚い資料の項の番号と一致いたしますけれども、本会議におきましては、概要ということでの御説明とさせていただきます。

それでは、資料を上から順に御説明いたします。

1番目でございますが、法律改正において、DV被害者等を保護するため、市が交付する納税証明書に住所に代わる事項を記載したものを交付しなければならないとする規定が追加されました。

市の条例におきましては、第18条の4において証明書の手数料を規定しておりますけれども、この住所に代わる事項を記載した証明書に係る手数料の規定がございませんでしたので、当該証明書の規定を追加するものです。

なお、本法律改正以前から、DV被害者等に係る措置がなされており、郡上市において、該当者については住所欄を表記せずに交付することとしております。

2番目、3番目も同様の法律改正に伴う手数料規定の改正です。

項目2番目は、評価証明書等の発行、項目3番目は台帳の閲覧等に係る手数料規定の同様の改正であります。

4番目は、土地家屋価格等縦覧帳簿の縦覧については、手数料を徴しないとする規定を追加するものです。

従前、法律に基づき無料としておりましたが、これを条例に追加させていただくよう規定整理を行うものです。

5番目は、所得税と市民税における上場株式の配当等に係る申告方法を統一する法律改正に係るものであります。

上場株式の配当や、株式を譲渡したことによる所得に対しましては、国税である所得税、市税である市民税が賦課されます。国税である所得税に関しては、原則、配当が生じた時点、あるいは譲渡した都度、所得税を納める方式でございます源泉徴収方式となり、この場合には、所得税、市民税の納税が完結することになります。確定申告を行うことも可能となっており、この場合に、その他所得と合算して申告する総合課税方式と、所得区分ごとに課税する分離課税方式が選択できることとなっております。

一方で、上場株式の配当や株式を譲渡したことによる所得に係る市民税についても、総合課税方

式と分離課税方式が選択できる制度となっていることから、これら所得について所得税と市民税の申告方法が異なる状況が生じておりました。国においてこれを整理することとして、資料に記載のとおり所得税と市民税における上場株式の配当等に係る申告方法を統一する改正と、これに伴う申告書様式の名称変更が行われたことによる改正であります。

6番目と、2ページ目の7番目は、法律改正に伴う引用法令の改正、また、条例に引用する法律に項ずれ等が生じたことによる改正です。

8番目は、給与所得者、もしくは公的年金受給者に係る扶養親族に配偶者等の所得要件等が追加されたことにより、当該規定を追加し、申告書の名称を扶養親族等申告書に変更する改正です。

9番目は、市民税における住宅借入金等特別税額控除の適用期間及び居住開始年を延長する改正で、控除の適用期限を現令和15年度から令和20年度までに、居住年を現令和3年度から令和7年度までに延長するものであります。

10番目は、CO₂排出量抑制のため、省エネ改修工事等を行った住宅に係る固定資産税減額について、減額要件の拡充、具体的には太陽光発電装置の設置や、高効率空調機器の設置が追加されたことに伴う字句の変更です。

11番目は、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の入居期限終了に伴い、当該特例を規定した条文を削除する改正と、これに伴う規定整理です。

最後に、12番目は、文言の改正を行う規定整理であります。

以上が改正の概要ですが、新旧対照表におきましては、説明した内容の改正前後の文言をそれぞれ明示してございます。

なお、改正文16ページ目の附則におきましては、各条文の施行期日、経過措置を規定しており、施行日については、概要資料中、条ごと表中の右側に記載のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 山田消防長。

○消防長（山田浩幸） それでは、説明させていただきます。

議案第68号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めることとする。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、市消防団員の定数の適正化及び災害等支援団員の定数、任期を定めるため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくり頂きまして、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。

「定員」を改め、見出し、「種類及び定員」と改正をいたします。

第2条、「団員の定数は1,920人とする」を2条第1項から第5項のとおり改正をいたします。

第1項、団員の種類は、基本団員と機能別団員（以下、「災害等支援団員」という。）とする。

第2項、基本団員は、災害等支援団員以外の団員とし、その定員は1,580人とする。

第3項、災害等支援団員は、任用期間が5年未満で従事する消防事務の範囲が極めて限られた団員とし、その定員は120人とする。

第4項、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令、第4条第1項第1号の規定に基づき、消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第2項に規定する基本団員の定員に、前項に規定する災害等支援団員の定員を加えた定員とする。

第5項、令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第2項に規定する基本団員の定員とする。

退職報償金、第16条につきましては、「団員が退職した場合において」の「団員」を「基本団員」と改めます。

この条例につきましては、公布の日から施行するものとさせていただきます。

以上で、説明を終わらせていただきます。議案68号、よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い改めて行います。

◎議案第69号及び議案第70号について（提案説明・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程5、議案第69号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について及び日程6、議案第70号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第69号 令和4年度郡上市一般会計補正予算（第2号）について、議案第70号 令和4年度郡上市大和財産区特別会計補正予算（第1号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

予算書の一般会計からですが、1ページをおめくりください。

令和4年度郡上市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億1,979万5,000円を追加し、歳入歳出予算

の総額を歳入歳出それぞれ277億7,573万7,000円とする。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

4ページをお願いいたします。

第2条でございます。

繰越明許費、款項は商工費、商工費でございます。

企業誘致関連整備事業4,283万4,000円の繰越しでございます。

本事業は、今回、補正予算で計上しておる事業です。予算審議の中で説明いたしますが、内容は、美並町大矢元地内で工業団地造成を行うための基本設計等ですが、その中で行う環境調査は1年間の調査が必要なため、あらかじめ年度をまたぐことが明らかなので、繰越しさせていただきたいとするものでございます。よろしくお願いいたします。

5ページ目をお願いいたします。

第3表地方債補正、変更です。

辺地対策事業、右側の補正後の欄を御覧ください。一番右側でございます。

限度額を4億4,170万円に900万円増額するものです。大和町の管理地内のクゾヨ橋架け替え分でございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、大和財産区の補正予算をお願いいたします。

1ページ目を御覧ください。

令和4年度郡上市の大和財産区特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,941万2,000円とする。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第69号及び議案第70号の2議案につきましては、会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第69号及び議案第70号の2議案につきましては、議案付託表のとおり予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、質疑につきましては、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略いたします。

お諮りいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託しました議案第69号及び議案第70号の

2 議案につきましては、会議規則第44条第 1 項の規定により、6 月14日、午後 4 時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第 69号及び議案第70号の 2 議案につきましては、6 月14日、午後 4 時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第71号及び議案第72号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程 7、議案第71号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について及び日程 8、議案第72号 郡上市和良運動公園ほか 2 施設の指定管理者の指定についての 2 議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、議案第71号の説明をさせていただきます。

議案第71号 郡上市和良農産物加工施設の指定管理者の指定について。

次のとおり、指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 6 月10日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、施設の名称、郡上市和良農産物加工施設。
- 2、指定する団体、郡上市和良町宮地1155番地、和良の郷総合開発株式会社。
- 3、指定の期間、令和 4 年 7 月 2 日から令和 7 年 3 月31日まで。

この議案71号につきましては、同施設の現指定管理者であります株式会社珍千露をはじめといたしまして、その他和良町の指定管理施設を指定管理する事業者が中心となりまして、経営の基盤強化を目的に新たに和良の郷総合開発株式会社を立ち上げることから、令和 4 年 5 月 6 日に株式会社珍千露より、同施設の指定管理の辞退届が提出されまして、指定管理を令和 4 年 7 月 1 日をもって辞退したい旨の申し出があったことによる、同施設の指定管理の指定を行うものでございます。

では、1 枚はねていただきまして、資料のほうの説明をさせていただきます。

指定管理台帳が付いておりますが、こちらについては現在の指定管理台帳がお付けしてございます。順次、説明させていただきます。

説明につきましては、郡上市和良農産物加工施設、所在地については和良町野尻の810番地。現指定管理者につきましては、株式会社珍千露、代表取締役大澤淑恵、現指定期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月31日までの 3 年間。指定管理料についてはお支払いをしておりません。施設

整備については加工処理場、加工機器等でございます。それから建設年度につきましては平成10年ということでございます。

1枚はねていただきまして、和良の郷総合開発株式会社の概要について簡単に説明をさせていただきます。

まず、設立の目的でございますけれども、ここについては読み上げをさせていただきます。

和良の地域資源を活用し、地域活性化に貢献するとともに、持続可能な地域運営につなげることを目的とし、和良地域内の指定管理者を含む5つの事業者が経営統合による基盤強化を図るため、指定管理者を含む5つの事業者の関係者7名が発起人となり、令和4年4月1日付で新たな法人として「和良の郷総合開発株式会社」を設立したというものでございます。

1、新会社の設立に関係する事業者でございます。株式会社珍千露、以下5つの事業者ということでございます。

2番目に、新会社の概要でございますが、新会社名につきましては今御説明したとおりでございます。代表者につきましては、代表取締役池戸信夫、住所は先ほど御説明しました和良町宮地1155番地、資本金は70万円、従業員は18名、こちらのほうに珍千露の従業員のほうも全員入るということでございます。

それから、事業内容につきましては道の駅の管理運営ほか以下となっております。

ページをめくっていただきまして、会社組織につきましては、このような形で運営されるということで伺っておりますし、4番目、指定管理の対象となる公の施設につきましては、同施設以下4施設を指定管理の申請をされておられるということでございます。

それと5番、これまでの流れでございますが、令和2年から令和3年度にかけまして、経営統合について検討され、令和4年4月1日に和良の郷総合開発株式会社を設立された。令和4年5月6日に株式会社珍千露より指定管理の辞退届が出され受理をいたしました。そのほかの管理者についても同様に辞退届のほうが出されたというものでございます。

令和4年5月13日に和良の郷総合開発株式会社より指定管理者の指定申請がございました。これを受けまして、令和4年5月19日に郡上市指定管理者候補者団体選定委員会において、和良の郷総合開発株式会社を選定したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、議案第72号をお願いをいたします。

郡上市和良運動公園ほか2施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1、施設の名称、郡上市和良運動公園、郡上市和良川公園オートキャンプ場、郡上市和良大月の森公園キャンプ場。

2、指定する団体、郡上市和良町宮地1155番地、和良の郷総合開発株式会社。

3、指定の期間、令和4年7月2日から令和7年3月31日までの2年9か月間でございますが、1枚おめくりをいただきまして、施設台帳を御覧いただきたいと思います。

まず、郡上市和良運動公園の施設の所在地は、郡上市和良町宮地1155番地で、現在の指定管理者は和良運動公園管理組合でございます。今までの指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でありまして、指定管理料は269万5,000円でございます。施設の機能といたしましては、トイレ、情報、駐車場、レストラン、多目的交流広場であり、建設年度は平成2年度であります。

1枚おめくりをいただきたいと思います。

郡上市和良川公園オートキャンプ場につきましては、施設所在地は和良町沢192番地1であり、現在の指定管理者は和良川公園オートキャンプ場管理組合でございます。

今までの指定期間は令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間で指定管理料はゼロ円指定でございます。施設の機能は、宿泊休養施設であり、建設年度は平成10年度であります。

次のページをお願いいたします。

郡上市和良大月の森公園キャンプ場の施設の所在地は、和良町鹿倉1769番地3であり、現在の指定管理者は和良大月の森公園キャンプ場管理組合であります。今までの指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間で、指定管理料はゼロ円指定であります。施設の機能は、こちらも宿泊休養施設で、建設年度は平成6年度でございます。

以上、これら3施設の指定管理につきましては、今申し上げました地元で構成された3つの組合を含む5つの事業者によって、経営統合による経営基盤の強化を図る目的で和良の郷総合開発株式会社が設立をされたため、その新会社に指定管理をすることが効率的で効果的であると認められることから、和良の郷総合開発株式会社を新たに指定したいと考えているものでございます。

また、指定の期間につきましては、新会社の経営状況の推移を見定めるという観点から向こう3年間とし、ただし3年目は年度末の3月の31日までとすることから、実質的には現在の各組合が7月1日をもって解散をし、新たに新会社に指定管理する7月2日から令和7年3月31日までの2年9か月間としたいと考えているものでございます。

次のページでございますが、和良の郷総合開発株式会社の概要につきましては、さきの議案第71号の資料と同様でありまして、説明があった箇所と重複しない項目のみ説明をさせていただきます。

1番目の新会社の設立に関係する事業者という中で、商工観光部が指定管理者として指定をして

おりますのは、今、申し上げました和良運動公園管理組合、そして和良川公園オートキャンプ場管理組合、和良大月の森公園キャンプ場管理組合等の5事業でございます。

3番目の事業内容といたしましては、道の駅の管理運営、キャンプ場の運営、運動施設の管理運営、食品の加工販売、飲食店の経営など、今まで5つの事業者が単独で経営してきた施設を一元的に管理運営することで、効率化を図り相互連携による効果的な集客に結び付けるものでございます。

組織は、3部門の体制として、特に実働の道の駅事業部では、郡上市和良運動公園、道の駅和良内の物産販売所、レストラン、運動公園施設などの管理運営と、アウトドア事業部では、郡上市和良川公園オートキャンプ場と郡上市和良大月の森公園キャンプ場との連携により相乗効果を高めるための、管理運営を行うものとしておるものでございます。

裏面の次のページでございますが、会社組織といたしましては、株主、役員、監査役等の体制の下、実働としては今申し上げました3部門体制で一元的に施設を管理運営し、基盤の強化を図っているものでございます。

4番目の指定管理の対象となる公の施設で商工観光部所管の施設としましては、2つ目以降の和良運動公園ほか下の2施設で施設内容は御覧の内容でございます。

5番の、新たに和良の郷総合開発株式会社を指定管理者に選定したこれまでの流れにつきましては、先ほど説明がございましたので割愛させていただきたいと思えます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第73号について（提案説明）

○議長（田代はつ江） 日程第9、議案第73号 財産の取得及び処分についてを議題といたします。

説明を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、議案第73号について説明をさせていただきます。

議案第73号 財産の取得及び処分について。

次の財産を取得及び処分することにつき、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1、取得及び処分する財産の種類。

①繁殖分娩牛舎、②堆肥舎、③ポンプ庫。

2、取得及び処分する財産の所在。

①郡上市八幡町有穂90番地4、②郡上市八幡町有穂96番地1、③郡上市八幡町有穂90番地1。

3、構造・規模。

①鉄骨造平屋建て1棟、②鉄骨造平屋建て1棟、③鉄骨造平屋建て1式。

4、建築面積。

①975.66平方メートル、②757.84平方メートル、③5.81平方メートル。

5、財産の取得及び処分の予定金額、9,986万5,400円。

6、取得契約の相手方。岐阜市藪田南5丁目14番12号。岐阜県シンクタンク庁舎内、一般社団法人岐阜県農畜産公社理事長、平井克昭。

はねていただきまして。

7、処分契約の相手方。郡上市明宝気良1,467番地、郡上せせらぎ牧場合同会社代表社員、山田義正。

8、財産の所得及び処分の目的、畜産担い手育成総合整備事業に係る取得及び処分。

それでは資料のほうの説明をさせていただきます。

2枚はねていただいて、資料の2のほうでこの事業の説明のほうを簡単に説明させていただきます。資料の2のほうで、この畜産担い手育成総合整備事業のスキームということで図を載せさせていただきますいております。以前にもこの議会のほうで御説明をさせていただいたところでございますけれども、こちら畜産担い手育成整備事業につきましては、国の補助事業となっております。

事業主体は、県の農畜産公社が事業主体となることが要件となっておりますのでございます。補助率は、国が施工の工事費、また機械の購入費の50%を補助するという事業でございまして、県また市につきましては、県は県農畜産公社の事務費の2分の1、市は残りの2分の1以内500万円を上限として補助をするというような制度でございます。

市がこの県の農畜産公社と委託契約を結びまして、農畜産公社が事業を実施するというものでございます。事業終了後、完成後でございますけれども、施設等を農畜産公社から市が譲渡を受けまして、市が同額で農家に譲渡するという形をとっております。

説明については以上でございます。

○議長（田代はつ江） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程第に従い、改めて行います。

ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は10時50分をお願いいたします。

(午前10時34分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前10時50分)

◎議案第74号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程10、議案第74号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）を議題といたします。説明を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、議案第74号について御説明をさせていただきます。

議案第74号 物品売買契約の締結について（建設機械（雪寒機械）購入）。

次のとおり、物品売買契約を締結したいから、郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1、契約の目的でございます。建設機械（雪寒機械）の購入。

2、契約の方法、指名競争入札によるものです。

3、契約金額、3,410万円です。

4、契約の相手方、郡上市白鳥町中津屋777番地1、コマツカスタマーサポート株式会社中部カンパニー岐阜支店郡上出張所、支店長惣田一朗。

納入場所につきましては、郡上市明宝二間手606番地1、明宝振興事務所です。物品の内容につきましては、ロータリー付除雪ドーザー1台となります。

1枚はねていただきまして、資料をつけてございます。

ただいま説明しました内容と重複する部分以外につきまして、御説明をしたいと思います。3の納入期限につきましては、令和5年2月28日までです。

6番の物品の内容でございます。ロータリー付除雪ドーザー1台、使用につきましては車体部分は水冷のディーゼル機関、除雪装置につきましては2ステージ型のロータリー除雪装置2.5メートル級、定格出力が77キロワット以上、その他につきましては3面熱線ガラス、運行計測器、スタッドレスタイヤ、床マット、エアコン、タイヤチェーン、ドライブレコーダー、指示表示、バックモニターでございます。

1枚おめくりいただきますと、参考資料としまして今回の入札結果につきましての資料がついてございます。今回の入札につきましては、除雪機械で登録があります市内業者15社の指名による入札でございます。

郡上市の除雪機械につきましては、毎年計画的に更新あるいは増強を行っております。今年度はこの1台の購入ということです。

よろしくお願いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第74号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第74号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第74号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

◎議案第75号について（提案説明・採決）

○議長（田代はつ江） 日程11、議案第75号 工事請負契約の締結について（大和統合小屋内運動場新築（建築）工事）を議題といたします。説明を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第75号を説明させていただきます。

工事請負契約の締結について（大和統合小屋内運動場新築（建築）工事）。

次のとおり工事請負契約を締結したいから郡上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

- 1、契約の目的、大和統合小屋内運動場新築（建築）工事。
- 2、契約の方法、一般競争入札によるものでございます。
- 3、契約金額、4億8,048万円。
- 4、契約の相手方、郡上市大和町剣1760番地、株式会社ヤマシタ工務店、代表取締役、山下健一。
- 5、工事の場所、郡上市大和町剣1085番地1
- 6、工事の概要、建築工事一式。

1枚おめくりいただきますでしょうか。

今ほど説明させていただいた部分につきましては省略し、説明をさせていただきます。

2の工事場所でございますが、現大和北小学校でございます。

3、工期につきましては、本契約締結日より令和5年2月28日まででございます。

6の工事概要でございます。構造鉄筋コンクリート造、屋根につきましては鉄骨造でございます。
地上1階建て、延床面積1,215平米、八幡小学校と同程度の規模となります。

主要設備、内装につきましては木質化、県の補助金をいただきまして実施するものでございます。

屋内用トイレ、屋外用トイレこちらにつきましては多機能、オストメイト、乳幼児用設備を完備しております。

屋内器具庫2室、屋外倉庫1室、防災備蓄倉庫1室も有しております。

続きまして、工事の図面等を次のページから添付しております。

めくっていただきますと配置図、それから次のページが平面図、そして次のページが立面図、そしてイメージ図を添付しております。

最後に、入札結果でございます。

こちらにつきましては一般競争入札を実施し、2回目の入札においても、いずれの業者も予定価格を上回り落札業者がいなかったことから、地方自治法施行令の規定により、最低価格入札者である株式会社ヤマシタ工務店から聞き取り、説明等を行い、双方合意のもと随意契約へ移行し、見積徴収決定したものでございます。見積金額、税抜き4億3,680万円で落札され、落札率99.57%でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りいたします。議案第75号については会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員会の付託を省略することに決定しました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 討論なしと認め、討論を終結し採決を行います。

議案第75号について原案のとおり可とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可とすることに決

定いたしました。

◎報告第2号から報告第4号までについて（報告）

○議長（田代はつ江） 日程12、報告第2号 令和3年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから日程14、報告第4号 令和3年度郡上市病院事業会計予算繰越計算書の報告についての3議案を一括議題といたします。

順次、報告を求めます。

報告につきましては、できるだけ簡略に要旨について報告をお願いいたします。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 報告第2号 令和3年度郡上市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりください。

繰越計算書は昨年度中の議会と3月31日付の専決でお認めいただいた繰越事業について、実際に繰り越した額と財源内訳を報告するものでございます。事業が多くございますので、事業名、翌年度繰越額と特別な財源についてのみ読み上げをさせていただきます。

上から順に、議会運営事務経費18万5,000円、行政ネットワーク機器更新事業5,280万円、戸籍住民基本台帳事務経費396万円、介護老人福祉施設等整備補助金4,870万2,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業2,770万円、斎場管理運営費129万9,000円、その他財源は損害保険金です。

環境保全推進事業265万1,000円、畜産担い手育成総合整備事業1億6,715万7,000円、その他欄は建物売払い収入であります。

市単独土地改良事業60万円、森林経営管理事業2,338万6,000円、生活保全林整備事業2,432万5,000円、未収入特財は森づくり振興基金の繰入金です。過疎対策林道整備事業806万3,000円、道整備交付金事業3,613万2,000円、山村強靱化林道整備事業1,236万9,000円、森林整備推進林道整備事業1,260万円、その他欄は地元負担金分担金です。

観光施設維持管理経費38万5,000円、その他欄は指定管理者の負担金です。道の駅管理経費174万5,000円、その他欄は損害保険金です。観光施設整備事業408万9,000円、その他欄は指定管理者の負担金です。

おめくりいただきまして、道路新設改良事業1,300万円、辺地対策道路整備事業9,755万9,000円、社会資本整備総合交付金事業9,596万4,000円、道整備交付金事業4,053万6,000円、公共施設等適正管理推進事業1,351万7,000円、道路メンテナンス事業8,790万5,000円、急傾斜地崩壊対策事業1,050万円、河川自然災害防止事業9,013万5,000円、消防活動経費70万円、ライフライン保全対策

事業2,600万円、その他欄は中部電力の分担金であります。スクールバス整備事業972万8,000円、小学校管理事務経費243万1,000円、小学校統合整備事業5億5,487万8,000円、中学校管理事務経費157万円、現年補助災害復旧事業農地農業用施設410万8,000円、その他欄は地元分担金であります。

単独災害復旧事業林業用施設800万円、現年補助災害普及事業林業用施設3,380万円、過年補助災害復旧事業公共土木施設2,748万2,000円、現年補助災害復旧事業公共土木施設3,047万1,000円、合計で15億7,643万2,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 猪俣環境水道部長。

○環境水道部長（猪俣浩巳） 報告第3号をお願いします。

令和3年度郡上市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりいただきまして、繰越計算書でございます。

1、資本的支出。

1、建設改良費、管渠改良事業翌年度繰越額1億80万4,000円、財源内訳といたしましては、国庫補助金4,147万円、企業債5,070万円、損益勘定留保資金863万4,000円。繰越理由といたしましては、管渠布設工事について、コロナ禍による半導体不足の影響で部品供給が遅れ、ポンプ、制御盤の製作に時間を要する状態となり、本工事も汚水ポンプとの接続に不測の日数を生じるため、年度内の完成が見込めなくなったものでございます。

次に、処理場建設改良事業、翌年度繰越額6,400万3,000円、財源内訳としましては国庫補助金3,317万500円、企業債2,440万円、損益勘定留保資金643万2,500円、繰越理由といたしましては、コロナ禍による半導体不足の影響で部品供給の遅れが生じ、機械の製作に時間を要す状態となり、納入までに不測の日数を生じるため年度内の完成が見込めなくなったものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 藤田市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（藤田重信） それでは、報告第4号のほうをよろしくお願いいたします。

令和3年度郡上市病院事業会計予算繰越計算書の報告について、地方公営企業法第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。令和4年6月10日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきまして、繰越計算書のほうを御覧ください。

款1郡上市民病院事業資本的支出、項1建設改良費、事業名有形固定資産購入費、電話交換機及びナースコール設備更新でございます。

翌年度繰越額3,759万8,000円、財源の内訳としまして企業債3,750万円、損益勘定留保資金9万

8,000円、不用額200万2,000円となっております。こちらは入札差金となりますのでよろしくお願いします。

繰越の理由でございますが、コロナ禍のコロナの蔓延によりまして令和4年1月21日付で発出されましたまん延防止等重点措置が期限延長されたことに伴い、交付期間内に工事に入れないという状況になりました。また院内においてコロナ患者の受入れが満床に近い状態となりましたので、こういった観点から工期の延期をしたもので、この繰越が発生したものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認めます。

以上で報告第2号から報告第4号までの報告を終わります。

◎議報告第12号について（報告）

○議長（田代はつ江） 日程15、議報告第12号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）を議題とします。

例月出納検査の結果の報告が監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき、報告に代えます。

6月2日までに受理しました請願につきましては、お手元に配付しました請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会といたします。

（午前11時11分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 本 田 教 治